

議案第206号

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、宅地造成等規制法の一部改正に鑑み、開発予定者による開発計画の説明の対象者について所要の改正を行う必要があるによる。

福岡市開発行為の許可等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市開発行為の許可等に関する条例（平成16年福岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「」をいう。」を「」をいい、当該開発行為に関する工事が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第15条第2項の規定の適用がないものとした場合に同法第12条第1項の許可を、又は同法第34条第2項の規定の適用がないものとした場合に同法第30条第1項の許可を要することとなる工事であるときにおける福岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年福岡市条例第 号）第4条第1項に規定する周辺住民を含む。」に改める。

第14条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該近隣住民が第2条第4号の周辺住民でない場合であって」を加え、「場合」を「とき」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年5月26日から施行する。

（経過措置）

- 2 開発予定者が、この条例の施行の日前において、この条例による改正後の福岡市開発行為の許可等に関する条例第2条第4号に規定する近隣住民に対し、同条例第14条に規定する事前説明の手續に相当する行為をしたときは、当該相当する行為がされた開発行為については、当該相当する行為は、同条の規定によりなされたものとみなす。